

大正後期の住宅における庭園の役割

－大屋靈城『庭本位の小住宅』より－

The role of the garden in the houses during the latter half of Taisho: Ohya Reijo “House Tomorrow”

田 中 栄 治

キーワード：住宅、庭園、大屋靈城、庭本位、大正後期

1. はじめに

大正後期に、大阪で『建築と社会』の前身である『関西建築協会雑誌』や『住宅研究』、『新建築』などの建築や住宅に関する雑誌が創刊し、その中には早くから住宅の庭園に関する記事がみられる(田中栄治 2012)。

大正時代にみられる記事は農学者や林学者、造園学者、造園家などの造園関係者が執筆したものが主であった。それらの記事では、当時の生活改良や住宅改造が議論される中で、庭園の重要性について問題提起を行ない、日本の伝統的な住宅にみられる「自然との融和」を見直しつつ、住宅の庭園の役割を旧来の「接客本位」「観賞本位」なものから「家族本位」「実用本位」なものにすべきであると提言している。

当時の「文化生活」を実現するための、簡便で、安全で、無駄がなく、衛生的で、快適で、安価な「簡易住宅」に対応する新しい庭園として、運動や子どもの遊びのための芝庭や日蔭、実用的な蔬菜園・果樹園を持った、簡素で、開放的で、衛生的で、防災に役立つ、家族本位・実用本位の「文化庭園」の提言が行われていた。その中でも特に、農学士で都市計画家・造園家の大屋靈城や造園家の橋本八重三らの書いた記事にみられる、庭園を「戸外の室」として住宅と庭園とをひとつづきの空間としてとらえる考え方は、「自然との融和」を目指す当時の新しい住宅の研究や実践にとって重要な意味を持っていたと考えられる。

さらに、昭和初期には建築家と造園家との連繋が重要視され、しだいに建築家も建築や住宅の雑誌に庭園の記事を書くようになり、建築雑誌でも庭園特集が組まれ、海外の建築家の事例が紹介されるようになる。また、住宅の設計と同様に、使用目的と人間の感覚や身体、動作、物の大きさから庭園の必要寸法を考えるなど、科学的根拠にもとづく合理性から庭園をとらえようという建築計画的手法の応用がみられるようになる。当時の新しい時代の新しい住宅を求める建築家たちにとっても「戸外の室」としての新しい庭園の役割はより重要性を増していったと考えられる。

この稿では、「自然との融和」を目指す大正後期の新しい住宅に対して、造園関係者から提言された「戸外の室」としての庭園がどのようなものであったかをさらに詳しくみるために、農学士大屋靈城の著書『庭本位の小住宅』の記述を取り上げる。

2. 農学士 大屋靈城

大屋靈城(写真1)は、1890(明治23)年8月15日福岡県柳川市に生まれる。1915(大正4)年に東京帝国大学農科大学農学科を卒業、明治神宮造営局に奉職した後、1917(大正6)年から大阪府立農学校(現大阪府立大学農学部)で教鞭をとった。1918(大正7)年から大阪府営住吉公園の改良工事にかかわり、1919(大正8)年には教職を辞して大阪府技師となる。大阪府営公園の新規計画、改良、管理に従事したほか、大阪府内を中心に公園計画、風致計画、都市計画などの業務にかかわった。



写真1 大屋靈城

一方、1920(大正9)年から内務省の出先機関である都市計画大阪地方委員会技師を兼務し、都市公園行政にかかわるようになる。1921(大正10)年には都市計画に関する調査のために1年間ヨーロッパの視察を行った。この時に視察したレッチワースなどのイギリスのガーデンシティを雑誌『建築と社会』で紹介し、「花苑都市」を提唱した。1924(大正13)年から子どもの遊び場調査を行い、1927(昭和2)年に研究内容をまとめた『都市ノ児童遊場』で東京帝国大学より農学博士の学位を授与されている。1934(昭和9)年に急性盲腸炎のため、45歳の若さで亡くなった。

3. 『庭本位の小住宅』

大屋靈城の著書『庭本位の小住宅』(写真2)は1924(大正13)年10月15日に東京の裳華房より出版された。序のなかで大屋靈城は「生活改善の第一歩は住宅の改良に在る。文化生活の基礎は住み心地よき住宅の設計に始まらねばならぬ。すべての人間生活はその源を住宅に發している」としたうえで、「本書はこれ等の自ら研究せんとする人の好伴侶たらしむる目的に於て編纂したもの」であるとしている。つまり、『庭本位の小住宅』は専門家ではなく一般の人向けに書かれた本であることがわかる。

『庭本位の小住宅』は、前半の「主張」と後半の「實例」の大きく2つの部分から構成されている。前半の「主張」部分は以下の各章から成っている。

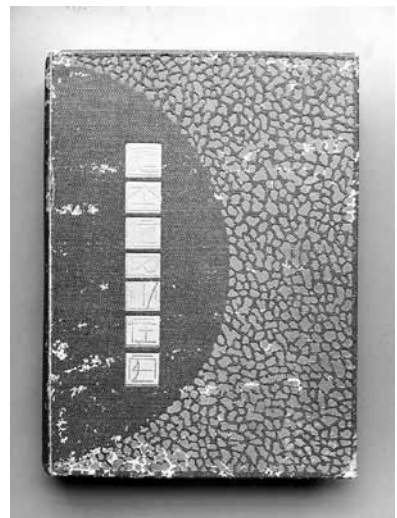


写真2 『庭本位の小住宅』

- I 忘れられたる住宅の半面
- II 一團の住宅地設計
- III 地割の決定法
- IV 住宅と其間取及造作
 - 住宅即ち家庭
 - 住宅の理想的構成材料は永久に木材
 - 各室の職能と其配置
 - 一般の構造設備
 - 室内の装飾
- 附 住宅に関する法規

Iに大屋靈城が最も主張したい「庭本位の住宅」の提言が行われており、IIIに敷地の具体的な地割りの方法が書かれている。IIは、一團の住宅地を經營するときの計画と地割りについて書かれており、特にイギリスのレッチワースにおけるガーデンシティ（田園都市）などのヨーロッパの事例が参照されている。IVは、住宅を人間創造の揺り籃である「家庭」とし、当時話題になっていた文化生活の要求をどう達成するかについて、住宅の材料や各室の機能と配置、構造設備、室内装飾などの各方面からの記述がみられる。なお、本書の序に建築の方面は加藤善吉と田中清志のふたりの手になったと書かれている。

これらのうち、まずは特に庭園との関係が深いIとIIIについて詳しくみていくことにする。

4. 忘れられたる住宅の半面

I章で、大屋靈城のいう「忘れられたる住宅の半面」の「住宅の半面」というのが住宅の庭園のことである。大屋は住宅を考える時に、従来は「建物本位」で考えてしまいがちなことに対して問題提起をしている。まず、明治以降の都市化による住宅の密集が人間の命や健康に対して悪影響を与えているという研究報告を引用して、庭からの日光の直射および新鮮なる空気の重要性を説いている。

さらに、1920（大正9）年9月29日に交付された市街地建築物法施行令により定められた、敷地の面積に対する建築面積の割合を住居地域の場合には「十分の六」に制限するという規定については、その空地の割合を図解するとともに、「将来都市及都市の近郊に建設する住居用建物の周囲に少なくとも其の宅地の十分の四を空地又は庭園として残すべき事を規定して居るが、實際はこの位のことでは足りぬ」[p.4]としている（図1）。

これらを根拠として、「従來の住宅が建物本位であつ

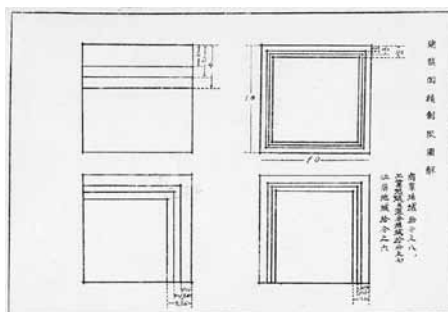


図1 建築面積制限図解 [p.4-5]

て全々この庭を度外視したのは少なくとも衛生上より観るも大なる誤りである」[p.5]としている。そして、衛生上よりみた庭園の効果としては、以下のものを挙げている。

- ①通風をよくすること
- ②日光の直射をよくすること
- ③空気を絶えず新鮮にすること

特に庭の木々が空気の清浄作用に大いに関係があり、室内に常に新鮮な空気を導くためには植物の力を借りることが重要であるとしている。さらに、子どもの安全な遊び場となり、疲れた精神に慰安を与え、爽快な気持を吹き込んで、元気を回復させてくれるのは緑濃き庭園の働きであるとして、日本の都市の住宅も「建物本位」より「庭本位」へと移るべきであると提言している。

ここでは、大屋靈城が「住宅の半面」としての庭園に求めている役割が衛生、健康、子どもの遊び、慰安、気分転換、疲労回復などの実用的なものであり、旧来の庭園の役割である接客や観賞ではない点が重要である。

5. 地割の決定法

Ⅲ章で、「住宅として快適なる間取りを得んとするには先づ地割をうまくやらねばならん」[p.16]とあるように、大屋靈城が「庭本位の小住宅」として重視しているのは「地割り」である。「地割り」については、宅地のどこに何坪を割いて建築敷地に当てるか、またどこに玄関を持っていき、どこを庭園にするか、というような割振りのことであると説明している。

そして「地割り」として、庭園の面積を建築面積の4倍から5倍とするのが適当であると考え、この点は「衛生學者も建築學者も園藝學者も認めて居る」[p.18]とし、具体例として5人家族用に20坪の住宅を建てるとすると100坪の宅地を買わなくてはならないとしている。現在の住宅事情からすると、かなり余裕のある敷地面積である。

さらに、敷地の中のどこに住宅を配置するかという問題に対しては、「成るべくは宅地の一隅に建てずに中央によせて建てる（尤も其宅地の地形や環境によつて一概には云へぬ）事が必要である。少くとも家の四圍は二間以上の空地を置く様にするのがよい。従つて庭は玄関前にも側面にも奥にもあると云ふ事になる」[p.18]としている。大屋靈城はさらに住宅の四周にとられた庭園についてそれぞれの役割を説明している。まとめると以下のようなになる。

- ①玄関前は前庭として家の装飾とする
- ②側面の庭は花畑、蔬菜畑、子どもの運動場という实用向けとする
- ③奥庭は眺望を楽しむ山水庭とする

その上で、各方位を考慮して以下のように続けている。

- ④南向きの庭は日当たりがよく暖かいので、建物の近くには大木を植えずに十分後退して木を植える。この部分に座敷や老人の部屋を配置する。
- ⑤北向きの庭は冬は寒いが夏は涼しいので、大木をなるべく建物の近くに植え、木の間を通して通風ができるようにし、また北風を防ぐ防風林のような植樹をする。この部分には書斎や応接室等を配置する。
- ⑥東向きの庭は寝室や台所の窓、子ども部屋等を配置する。
- ⑦西はなるべく閉ざす方が良いが、夏に西風の多い地方では西も開けておく必要がある。

ここで、大屋靈城は、「地割り」がうまくできれば、住宅の各部屋はその用途によって配置する位置、つまり住宅の間取りが自然と決まってくるとしている。住宅の間取りを決める前に「地割り」や宅地と建物の大きさ、および割合を決めることが「庭本位の小住宅」にとって重要であるとしている。

6. 住宅とその間取りおよび造作

大屋靈城は、IV章の冒頭で「住宅は住む人の思想、健康、品性、趣味活動幸福等人生上の總ゆる問題を掌握すると言ふ見地から『家庭』と考へられるやうになった」[p.22]とし、「『家庭』としての住宅設計は因襲に囚はれ様式等に拘泥する一般建築家の領域から速かに奪還し住宅建築家の出現を期さねばならぬ」[p.23]としており、住宅建築家は技術上の深い造詣と深慮、確固たる信念と主張それに相当の経験を有する以外に、さらに人の心理と思想と趣味を理解し、心からその人の気分となって、これにぴったりと融合するものを具体的に現出せしめることが必要であるとしている。

その上で、「庭本位の小住宅」の材料や各室の機能と配置、構造設備、室内装飾などについて説明している。この稿では住宅における庭園の役割に着目しているので、この章の内容については簡単にまとめることとする。大屋靈城は、まず住宅の材料と必要諸室について記している。

- ①住宅の理想的な主要材料は人間の微妙な感情に融合する木材である。
- ②住宅に必要な諸室は、居間、茶間（食堂）、客間（応接室）、書斎、寝室、子ども室（子ども勉強室）、老人室、女中室（書生室）、玄関（広間）、階段、廊下、縁側（ベランダ、バルコニー）、化粧室（脱衣室）、浴室（洗面室）、勝手（台所）、便所、納戸、更衣室等である。
- ③②のうち、居間、茶間（食堂）、客間（応接室）、書斎、寝室、子ども室（子ども勉強室）、老人室、女中室（書生室）を居室と呼ぶ。
- ④③の居室は、使用の上から共用室と専用室に大別し得る。
- ⑤共用室は家族共用の使用を本来の目的とし、専用室は専属の使用を有する。
- ⑥一般住宅においては、居間、食堂、客間を共用室とする。

ここで、住宅に必要な諸室を家族が使うパブリックな共用室と、個人が使うプライベートな専用室にわけて考えているところに、この時代の住宅に近代化を求める考え方があらわれている。

以下、各室の機能についての記述が続くが、それらを全てみていくことはこの稿のテーマである庭園の役割からは離れてしまうので、特にこの時代の住宅の特徴をよく現しているもののみ取り上げることにする。

- ① 3つの共用室は、一般生活、衛生、生活能率の増進のため座式より椅子式に改めるべき。
- ② 居間を椅子式に改める結果として寝室は独立する。ただし、部屋の増加は建坪の拡大をまねくのでしばらくは居間と寝室を兼用し、客間を廃して椅子式の書斎とし居間に兼用すれば専用の寝室はなくても良い。
- ③ 家族が各自一個の独立した部屋を占有し、確然たる区別をつけて秩序正しくする。
- ④ 子ども室は、直ちに椅子式とする。
- ⑤ 老人室、女中室（書生室）は、各々の好みに委せてよいのだが、将来椅子式に改善できるように余裕を持たせる。
- ⑥ 生活上の便利だけではなく、火災時等に対する備えのために、玄関、廊下、階段を接続し、完全に屋外に導かなければならない。
- ⑦ 共用室を椅子式にするときには、玄関は立礼をもって送迎するようにしたい。
- ⑧ 玄関は虚飾を避け、実用本位とする。
- ⑨ 縁側は徒に排斥すべきではないが、幅を広げてベランダ、バルコニーにして楽しき一室の形態をなさしめたい。
- ⑩ 勝手・台所は、現在の煩瑣から脱するために立働式を採用し、時間と労力の徒費を除くべきである。
- ⑪ 関東では南を開け西を避ける。関西では夏期通風の関係から必ず西を開ける。
- ⑫ 共用室でも最も重要な居間を最良の位置にして、次いで食堂、客間とする。
- ⑬ 共用室の一団を中心とし、他の諸室はこれに随従的位置をとるべきである。
- ⑭ 日当りよく広い庭に面した場所に子ども室を。

これらの他、住宅の高さ、採光、換気、防火、収納、室内装飾などに言及している。

ここでは、西洋の住宅の影響を受けて座式から椅子式への転換がみられる。また、家族は各自の個室を確保し、玄関・廊下・階段を通して直接各個室に入ることができるようにするところも、部屋同士がつながる日本の伝統的な住宅からの脱皮をはかっている。さらに、玄関は実用本位とし、勝手・台所は家事の負担を軽減、そして、共用室のうち特に居間を住宅の中心に据え、庭に面した日当りの良いところに子ども室を配置する点に、「家族本位」「実用本位」というこの時代の新しい住宅の近代化を目指す考え方があらわれている。

7. 「庭本位の小住宅」 実例

大屋靈城は、以上の主張の後、「庭本位の小住宅」の実例を、「郊外住宅」16軒、「都市住宅」10軒、「田園住宅」7軒の合計33軒掲載している。この稿では、これらの実例から「庭本位の小住宅」の庭園と住宅諸室との関係を明らかにするために、特に一団の住宅地、二戸一の計画、規模が大きくて住宅と庭との関係が複雑な住宅を除いた「郊外住宅」15軒、「都市住宅」8軒、「田園住宅」6軒の合計29軒の住宅について詳細をみていくことにする。

実例で取り上げられている各住宅には、それぞれに特徴を表すタイトルがつけられている（表1）。このうち、「生活改善」というのが当時の新しい時代に合わせた新しい生活を求めるものであり、「簡易」というのが当時の生活改善のための新しい時代の新しい住宅に求められるキーワードである。日本の因襲による伝統的な生活様式や住宅形式は生活や維持管理などの負担が大きく、住宅を簡易にすることは負担が減る分を近代的で文化的な生活に充てることできるという考え方である。「簡素」「能率本位」という言葉も同じ考え方から生じてくるものである。また、文化的な生活を実現するためには、「居間を主とした」「子供本位の」「現代化した」「文化を生む」住宅が求められている。つまり、これらの住宅タイトルをみるだけでも、当時の住宅に求めていたものがよく表れていることがわかる。

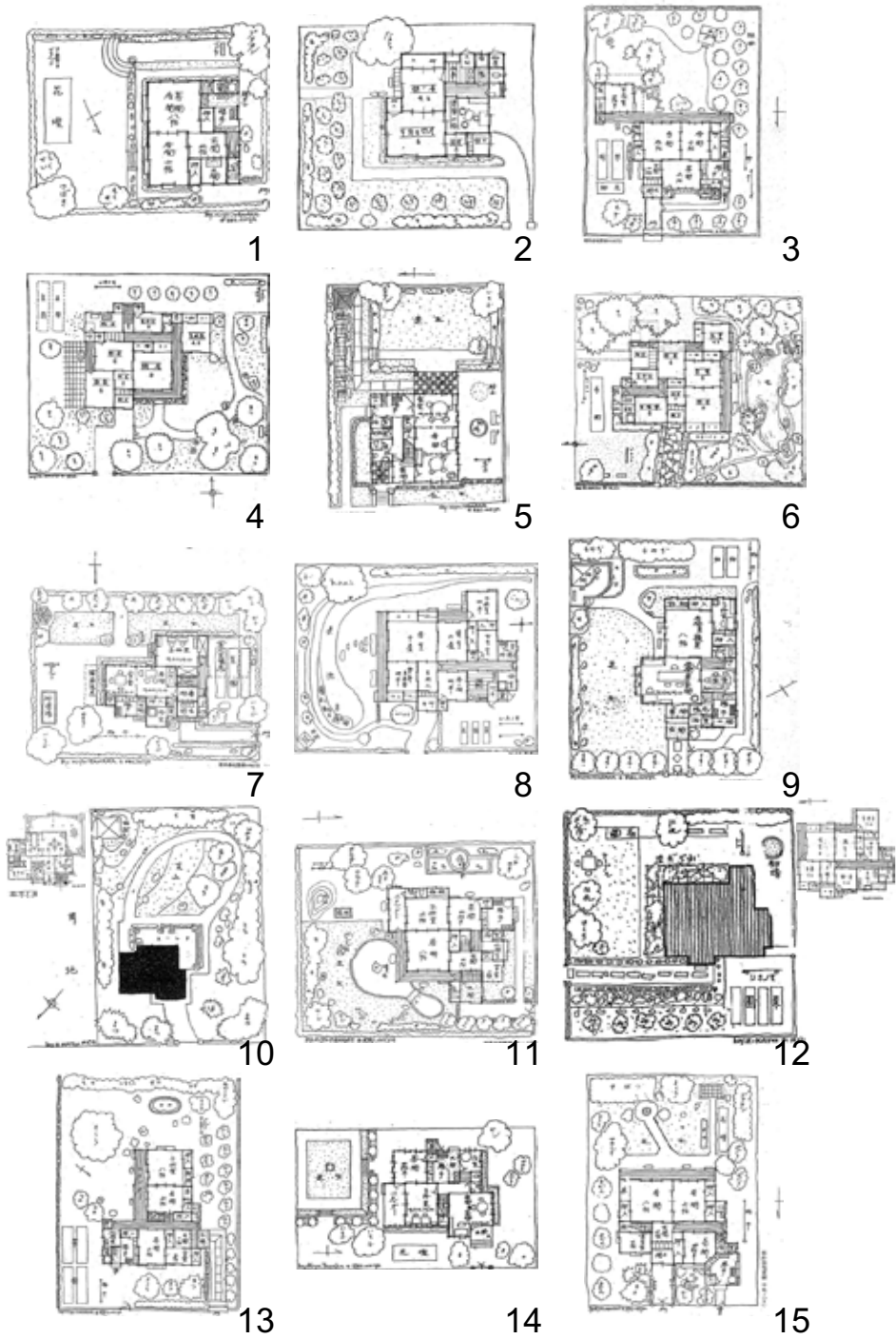
次に29軒の住宅の特に住宅と庭園の平面図を並べてみる（図2）。この本の序にあるように、これらの実例については、大屋靈城と建築家の加藤善吉あるいは田中清志の共同設計によるものである。平面図にも大屋靈城の「REI.OHYA」とともに加藤善吉の「Z.KATO」、田中清志の「KIYO.TANAKA」のサインがみられる。

平面図には内部の各部屋の室名とともに、庭の様々な要素が記入されている。また、平面図の記号凡例がついている（図3）。これらの庭と室内のうちの庭との関連の強い1階部分の各要素について、リストにまとめたものが表2である。要素は「庭」と「室内」、そして両者をつなぐ空間としての「中間領域」に分けて整理している。

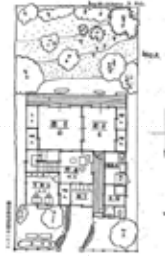
「庭」には、門等の外周部の要素を除くと29種類の要素がみられた。リストでは、芝生や芝山などの「地形」、池や噴水などの「水景」、砂場やブランコなどの「遊戯」、ベンチや四阿などの「休

表1 住宅タイトル

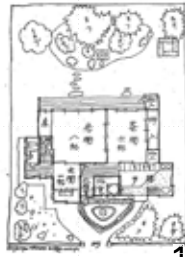
住宅番号	住宅タイトル
郊外住宅	1 簡易生活を育くむ家
	2 サラリーマンの家
	3 落ち着いた家
	4 居間を主とした家
	5 物語りめいた家
	6 静かな書齋を持つ家
	7 弾性的の住宅
	8 日本趣味の家
	9 軽快な家
	10 海濱に立つ家
	11 子供本位の家
	12 藤棚を囲む家
	13 瀟洒な野の家
	14 生活改善のための家
	15 清楚な棲家
都市住宅	16 半洋風の家
	17 簡素な住宅
	18 極度に引き締めた家
	19 可愛い日本家
	20 囚はれのない家
	21 能率本位の家
	22 テレスを持つ家
	23 奇を好まぬ家
田園住宅	24 山頂近くにある家
	25 湖畔の家
	26 園藝趣味の家
	27 立像を持つ家
	28 現代化した日本住宅
	29 文化を生む家



实例の平面図 1~15
 图2 『庭本位の小住宅』实例



16



17



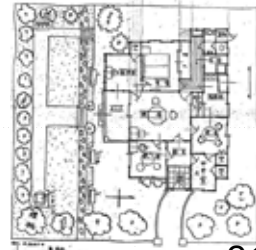
18



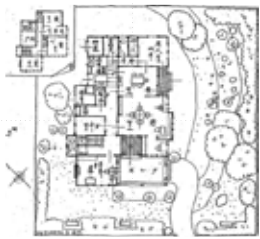
19



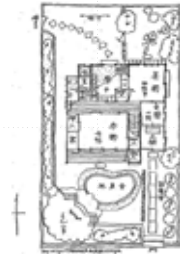
20



21



22



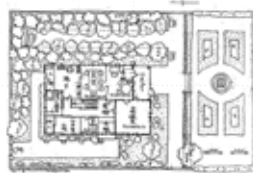
23



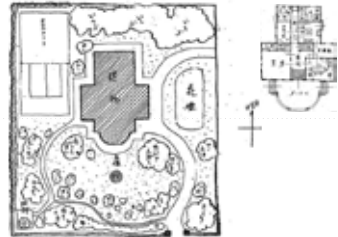
24



25



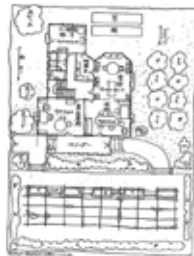
26



27



28



29

実例の平面図 16~29

表2 「庭本位の小住宅」 実例の平面要素リスト

住宅番号	庭																													
	地形				水景				遊戯				休息				点景				花樹				栽培		家事			
	芝生	芝山	砂山	土山	池・金魚池	噴水	ハシ	掛出し	バードバス	テニスコート	砂場・砂遊場	ブランコ	テーブル	ベンチ	四阿	像	燈籠	手水鉢	電燈	温室	花壇	桃林	藤棚	盆栽棚	花畑・花園	菜園・畑	井戸	物干	納屋	
郊外住宅	1											1	1								1									
	2	1																												
	3																1	1				1			1	1	1	1		
	4	1										1	1										1			1			1	
	5	1		1							1	1		3	1									1						
	6	1				1						1		2												1		1		
	7	1										1	1		1														1	
	8					1									1											1	1		1	
	9	1													1							1				1		1		
	10		1												1															
	11	1			1		2	1		1	1	1										1								
	12	1									1	1	1	2								1				1	1		1	
	13											1										1					1		1	
	14	1																				1								
	15	1																				1		1					1	
都市住宅	16	1												2																
	17																1													
	18														1						1									
	19																							1						
	20	1																		1			1		1			1	1	
	21	1								1				4								1							1	
	22	1												3																
	23					1												1	1			1							1	
田園住宅	24												2								1									
	25				1			1																		1				
	26	1									2		3								1									
	27	1								1				1	1						1									
	28																2	1											1	
	29	1										1		4								1		1			1		1	
合計	17	1	1	1	4	2	1	1	2	1	4	11	1	27	6	2	4	3	1	1	14	1	5	1	4	9	1	14	1	

住宅番号	中間領域			室内																								
	縁側	ベランダ	テラス	団らん			食事		接客			文化			個人				調理			機能						
				居間	居室	居間兼茶間	居間兼寝室	居間兼客間	茶ノ間	食堂	書斎兼応接	書斎兼客間	応接室	広間	書斎	茶室	寝室	子ども室	子ども遊室	老人室	書生室	女中室	勝手	炊事場	台所	配膳	水まわり	玄関
郊外住宅	1				1	1																1				1	1	
	2						1		1		1												1				1	1
	3	1			2				1					1								1					1	1
	4	1			1				1					1				1		1				1			1	1
	5		1		1					1												1					1	1
	6	1			1				1			1		1		1				1			1		1		1	1
	7				1					1						1						1					1	1
	8	1				1			1		1				1	1				1					1		1	1
	9							1	1		1					1						1					1	1
	10			1	1					1				1							1		1				1	1
	11	1	1		1					1						1				1	1						1	1
	12	1				1				1				1		1	1			1			1				1	1
	13		1		1					1						1				1	1						1	1
	14		1					1	1							1					1						1	1
	15	1			2					1										1		1					1	1
都市住宅	16	1			1				1				1			1						1				1	1	
	17	1			1				1												1						1	1
	18				1					1				1										1			1	1
	19	1			1				1			1									1						1	1
	20		1		1				1												1						1	1
	21			1	1					1				1		1	1			1		1		1			1	1
	22			1	1					1	1								1		1		1				1	1
	23	1			1					1												1					1	1
田園住宅	24		1		1				1												1						1	1
	25		1		1					1					1	1						1					1	1
	26		1		1					1							1			1	1						1	1
	27		1			1					1									1		1		1		1	1	1
	28	1			1					1					1							1					1	1
29		1		1					1		1										1				1	1		
合計	12	10	3	25	3	1	2	2	17	11	3	3	1	1	6	2	5	10	1	2	1	11	18	6	4	3	29	28

息)、像や燈籠などの「点景」、花壇や藤棚などの「花樹」、花畑や畑などの「栽培」、井戸や物干などの「家事」の8種類に分類している。特に、図面に「芝生」「芝山」と記入がある、もしくは記号で表現されている住宅が29軒中18軒あることがわかる。これは、「接客本位」「観賞本位」の日本の伝統的な庭園に対して、「家族本位」「実用本位」の「戸外の室」を目指す新しい時代の「文化庭園」は家族が活動しやすいように芝庭を基本としたことによる。また、「遊戯」に関する記述のある住宅が11軒、「休息」は16軒あるのは、「戸外の室」である庭園に家族の健康や団らん、憩いを求める「家族本位」の庭園の特徴がよく現れている。さらに、「栽培」に関する記述のある住宅が10軒、「家事」は14軒あるのは、「実用本位」の庭の特徴である。これらの事例には、大屋靈城が提案する「庭本位の小住宅」の庭園に、当時の新しい「文化庭園」の特徴がよく現れていることがわかる。



図3 平面図の記号凡例 [p.39]

「室内」には、浴室や便所、洗面所などを「水まわり」としてまとめると25種類の要素がみられた。リストでは、居間と居間に茶の間や寝室などの他の用途を兼用しているなどの「団らん」、茶の間や食堂などの「食事」、応接室や書斎に客間などを兼用しているなどの「接客」、書斎や茶室の「文化」、寝室や子ども室などの「個人」、勝手や炊事場などの「調理」、水まわりや玄関の「機能」の7種類に分類している。特に、全ての住宅で1階に「居間」もしくは居間と他の用途を兼用した部屋の記述がみられるのが大きな特徴である。当時の生活改善のための住宅改造の目標のひとつである「家族本位」という考え方がよく現れている。ここで、「居間兼茶室」「居間兼寝室」「居間兼客室」というように居間と他の用途を兼用しているのは、部屋数を減らすことにより住宅を「簡易」にする方が経済的にも家事作業量にも余裕が生まれ「文化生活」を実現することができるという考え方によるものである。また、1階に「接客」に関する部屋のある住宅が29軒中8軒、2階（表3）にあるものを合わせて14軒のうち13軒が書斎との兼用あるいは広間としての通過空間と兼用しているものであるのは、「接客本位」より「家族本位」を求めた結果であり、兼用により住宅の部屋数を減らすのは「簡易住宅」の特徴をよく現している。さらに、「茶ノ間」「食堂」の「食事」空間を他と明確に分けている住宅が28軒あり、大屋靈城と加藤善吉・田中清志が「食寝分離」を進めていたことがわかる。それとともに、1階もしくは2階に「寝室」を他と明確に分けている住宅が12軒、「子ども室」「児童室」などがある住宅は17軒あり、「個室化」を意識していたことがわかる。

室内と庭をつなぐ「中間領域」には、縁側やベランダ、テラスの3種類の要素がみられた。29軒中22軒に何らかの中間領域があるというのが「庭本位の小住宅」に掲載されている事例の特徴といえる。特に、「中間領域」のなかでも「縁側」が29軒中12軒あり、伝統的な日本家屋の中間領域の形式

が残っている。一方で、「ベランダ」「テラス」が13軒あり、西洋の住宅形式の影響がみえる。大屋霊城の庭園を「戸外の室」とする考え方は、「中間領域」という点では和洋の両方の形式があったことがわかる。

8. 「庭本位の小住宅」の空間構成

「庭本位の小住宅」の室内の各室と庭の空間構成をみるために、前述の29軒の実例の庭を含む平面図をダイアグラムに表したのが図4である。

ダイアグラムの各室の円の大きさは、平面図の各部屋の広さとは関係なく、この本で重要だと考えられている「居間」「食堂」などの共用室を大きな円とし、次いで「寝室」「子ども室」などの個室を中間の大きさ、その他を小さな円としている。また、ダイアグラムのうちの室内の各室は、「玄関」や「応接」「広間」など用途がより公的な空間と考えられるものは円の線を細くし、「寝室」「子ども室」などのより私的な空間と水まわりなどの限定的な使い方をする空間は円の線を太くしている。「書斎」については玄関に隣接するなど来客時の使用が想定される場合は細い線とし、玄関に隣接しない場合は太い線としている。また「勝手」「台所」なども、現代の住宅によくあるようなオープンな空間ではないことから太い線として表現している。さらに、異なった用途を兼用している部屋はより公的な方の線としている。中間領域と庭の外周については破線で表している。なお、図2の平面図は方位が図によって異なっているので、ダイアグラムは全て図の上を北としてそろえている。

表3 「庭本位の小住宅」実例の平面要素リスト 2階

住宅番号	室内	
	2階	
郊外住宅	1	-
	2	-
	3	-
	4	-
	5	寝室、子ども室2、予備室
	6	-
	7	寝室、書斎
	8	-
	9	-
	10	寝室3、児童
	11	書斎客間、子ども書斎
	12	-
	13	子ども勉強室、書斎
	14	居間2、バルコニー
	15	書斎客間、子ども書斎
都市住宅	16	寝室2
	17	書斎客間、次間
	18	-
	19	-
	20	居間、書斎客間
	21	-
	22	寝室3、児童室、便所
	23	書斎客間
田園住宅	24	書斎客間、納戸
	25	-
	26	書斎兼客間、書庫、寝室、子ども勉強室
	27	書斎、喫煙室、寝室、子ども室
	28	-
	29	日本室、子ども室、女中室、広間、バルコニー

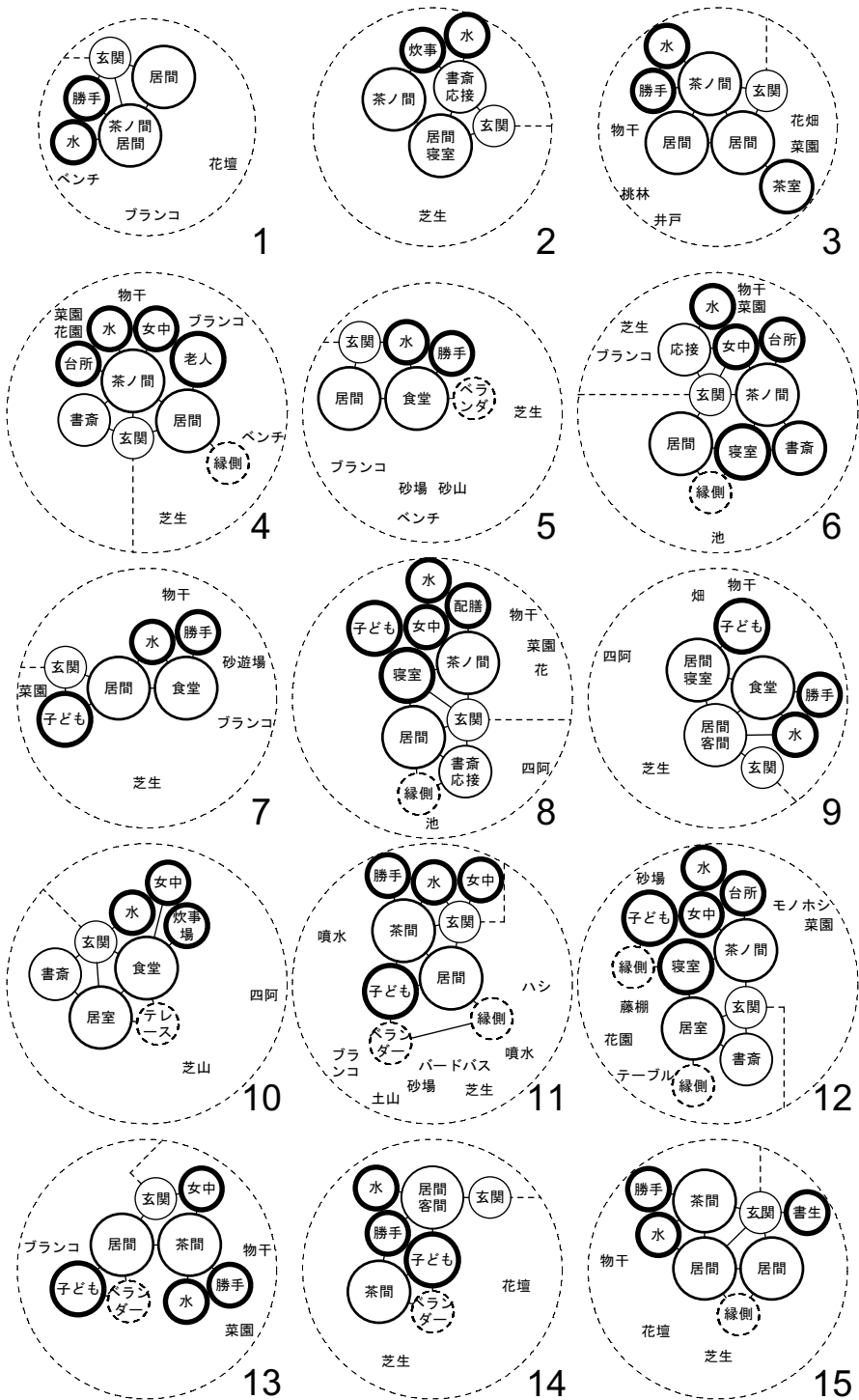
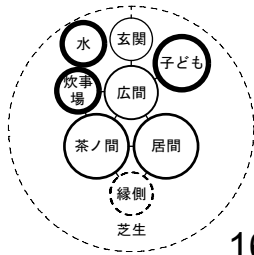
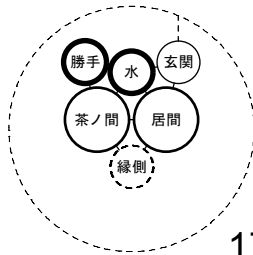


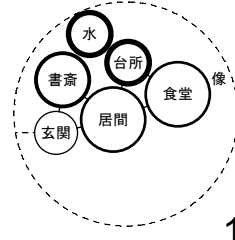
図4 「庭本位の小住宅」平面ダイアグラム



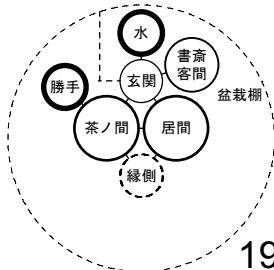
16



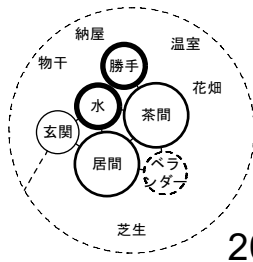
17



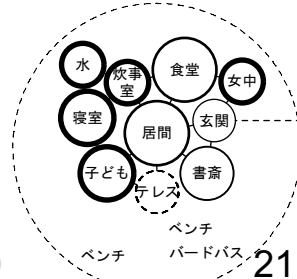
18



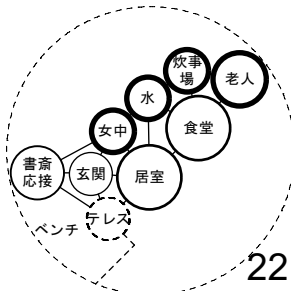
19



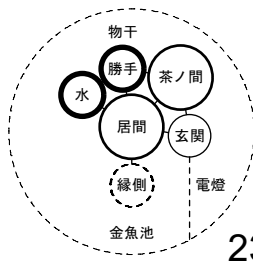
20



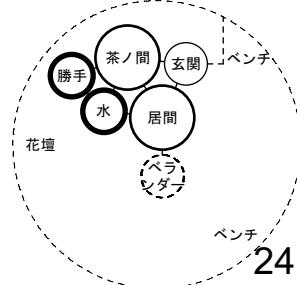
21



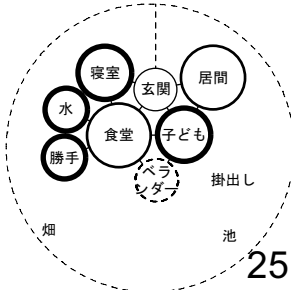
22



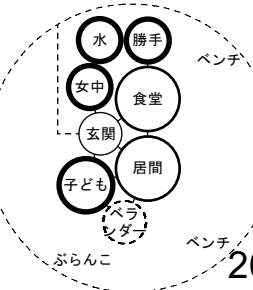
23



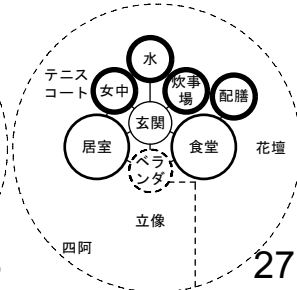
24



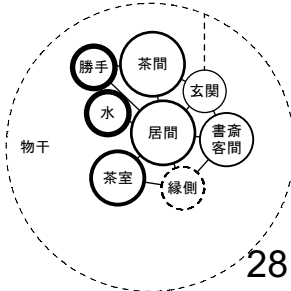
25



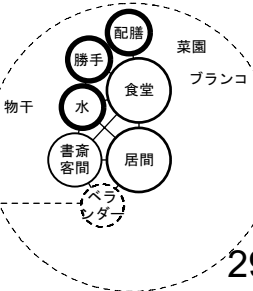
26



27



28



29

- 庭外周
- 縁側・ベランダ・バルコニー・テレス
- 玄関
- 応接・広間・書斎 (玄関に隣接する場合)
- 居間・茶ノ間
- 茶室・書斎 (玄関に隣接しない場合)
- 寝室・子ども室・老人室・書生室・女中室
- 台所・水まわり

ダイアグラムでみると、主たる庭が南側に配置されている住宅が最も多く、接道条件などにより東側や西側に配置されている住宅も少数ながらあることがわかる。

主たる庭に面した室をみると、「居間」「茶ノ間」あるいは「食堂」の家族で使う共用室が多いことがわかる。また、「居間」「茶ノ間」あるいは「食堂」の面している庭は「芝生」として広がりのある庭としていることが多い。

「寝室」「子ども室」の個人で使う専用室が庭に面している住宅もみられる。ただし、間取りの組み方によっては「寝室」「子ども室」は必ずしも主たる庭に面していない場合もあり、表3からもわかるように2階に設けられる場合も多くみられる。「子ども室」が庭に面している場合は、近くに「ブランコ」を設置している住宅がみられる。

「応接」や「書斎兼客間」あるいは「書斎兼応接」は、玄関へのアプローチが主たる庭側にならない場合はそのアプローチ側に配置されている。また、2階に配置されている住宅も多くあり、接客空間は庭の「地割り」によって決めるというよりも、来客動線の関係から、玄関および階段の位置に合わせて部屋の配置が決められていることがわかる。

「勝手」あるいは「炊事場」「台所」は「茶ノ間」あるいは「食堂」に隣接して配置し、さらに「水まわり」も近くに設けていることがわかる。これは生活を「簡易」にすることで家事の負担を減らし文化生活に充てるという当時の新しい住宅に求められた考え方が現れている。また、「女中室」のある住宅も多くあり、「勝手」などや「水まわり」の近くに配置している。さらに、「勝手」や「水まわり」などは北側に配置し、「物干」や「畑」「菜園」「花園」などのある庭を隣接させている住宅が多い。

ここでみられる空間構成には、さきに「主張」のところでもみた大屋靈城の「庭本位の小住宅」の考え方がよく現れていることがわかる。特に、「簡易生活を育くむ家」の説明の中で以下のように記している。

生活改善と言ひ、簡易生活と言ふも要は生活の單純化にある、それは住宅の引き締つた統一から始まらねばならぬ、其爲めには家全體に、整然とした一つの生きたシステムが貫いて居て、何れの部分にも些かの無理もなく、生きた生物の様に活動せねばならぬ[「I. 簡易生活を育くむ家」説明文]

つまり、大屋靈城の主張する「庭本位の小住宅」とは、まず敷地の「地割り」を十分に検討し、その上で住宅の各部屋を用途と方位に合わせて適切に配置して、さらに住宅全体に整然としたひとつの生きたシステムが貫いている有機的なつながりのある住宅であることがわかる。ここでは、庭園に住宅を設計する時の最初の手がかりとしての役割をみている。

9. おわりに

この稿では、大正後期に新しい時代に対応した生活改善のための住宅改造が議論され、日本の伝統的な住宅にみられる「自然との融和」が見直されるなかで、造園関係者から提起された「戸外の室」としての新しい庭園について考察した。特に、大阪で新しい庭園の研究と実践を行ない、「戸外の室」としての庭園の有効性を主張していた大屋靈城が大正13年に著した『庭本位の小住宅』に書かれている「主張」と「実例」を通して、住宅室内の各室と庭の各要素の構成をみることにより、当時の造園関係者の提言をより詳しくみてきた。

大屋靈城の『庭本位の小住宅』では、まず「主張」のなかで日本の都市の住宅は「建物本位」から「庭本位」へと移るべきであると主張している。そして、「庭本位」であるためには宅地と建物の大きさ、および割合を決める「地割り」が重要であり、「地割り」がうまくできていれば、各方位を考慮することにより、住宅の各部屋は用途によってその配置、つまり住宅の間取りが自然と決まってくるとしている。そして、本の後半で紹介している実例の室内各室と庭の各要素の空間構成を検証することで、全体の引き締まった統一のなかに整然としたひとつの生きたシステムが貫いた有機的な住宅を求めていることがわかった。そこに大屋靈城の「庭本位の小住宅」の考え方がよく現れている。

ここでは、大正後期の新しい時代の新しい住宅形式が求められていた時代に、建築や住宅の専門家ではなく、造園の専門家から「戸外の室」としての新しい庭園による「自然との融和」を目指した新しい住宅形式の具体的な提言が行われており、庭園に住宅を設計する時の最初の手がかりとしての役割をみていたことが重要であると考えられる。

出典

写真1 清水正之 1997 p.203

写真2 筆者撮影

参考文献

西村公宏 1989「大正後期から昭和初期にかけての住宅競技設計における実用庭園について」『造園雑誌』

清水正之 1997「論客大屋靈城 初代の緑の都市計画家」『ランドスケープ研究』VOL.60 NO.3 日本造園学会 pp.203-206

近田哲也・大川三雄 1999「大正・昭和戦前期における住宅庭園の近代化に関する研究－庭園改造運動（1919～1944年）における提案を通して－」『日本建築学会大会学術講演梗概集』

市川秀和 2001「大正期における田村剛のモダンデザイン思考と庭園改善運動」『ランドスケープ研究』日本造園学会

市川秀和 2004「田村剛による実用主義庭園から庭園改造、国民庭園への変遷－大正・昭和戦中期の造園界にみるモダニズムとナショナリズム」『福井工業大学研究紀要』

田中栄治 2006「雑誌『建築と社会』にみる戦前の関西の住宅－阪神間のモダニズム住宅 その2－」『神戸山手大学紀要』第8号 pp.105-118

田中栄治 2007「雑誌『住宅研究』にみる大正期関西の住宅－阪神間のモダニズム住宅 その3－」『神戸山手大学

大正後期の住宅における庭園の役割 —大屋靈城『庭本位の小住宅』より—

紀要』第9号 pp.97-108

田中栄治 2009「雑誌『新建築』にみる大正から昭和初期の関西の住宅—阪神間のモダニズム住宅 その4—」『神戸山手大学紀要』第11号 pp.61-72

田中栄治 2012「大正後期から昭和初期の関西の住宅における庭園の役割—阪神間のモダニズム住宅 その5—」『神戸山手大学紀要』第14号 pp.33-55